

日本の伝統的家庭教育を活かした 幼児期の教育指導に関する考察

A Study on Infant Education to Activate Traditional
Home Discipline in Japan

渡辺 かよ子

Kayoko WATANABE

伊藤 真希

Maki ITOH

楠元 町子

Machiko KUSUMOTO

1. はじめに

本稿は日本の伝統的家庭教育がいかに近代化過程に適応していったのか、歴史過程の解明の試みの一環として、インフォーマルな教育である家庭教育とフォーマルな教育である就学前教育を含む学校教育の補完の在り方を食育とコミュニケーション能力の育成の視点から検討しようとするものである。

2006（平成18）年に改訂された教育基本法に家庭教育と幼児期の教育が新設された。条文は以下のとおりである。「(家庭教育) 第十条 1 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。(幼児期の教育) 第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」戦後日本において家庭教育が法制化の対象となることは殆どなかったが、近年「家庭の教育力の低下」として家庭教育の在り方や、従来主に家庭教育に委ねられてきた就学前教育や幼児教育にも注目が集まっている。

2001(平成13)年の文部科学省の調査によれば、子育て世代の約七割が家庭の教育力の低下を実感しているという¹⁾。現代の家庭教育の低下には、①親の教育力不足—核家族化による親としての自覚のなさや成長不全、②経済的困窮—経済的困窮により子育て時間と精神的余裕が減少して

いること、③社会的価値観の変容—多様な価値観の相互承認による共同体としての共通のバックボーンの喪失、という三つの要素が大きいという²。

義務教育ではない幼児期の教育や育児支援は家庭教育と密接にかかわり、家庭における私的活動としての家庭教育の理念と方法は家庭ごとに多様であることから、それに対して求められる支援や補完にも多様性が求められる。本稿では、改訂教育基本法や昨今の家庭教育の揺らぎをふまえつつ、日本の近代教育の前提となった伝統的家庭教育の多様性を丁寧に分析し、そうした伝統的家庭教育の多様性と共通性を活かした保育原理や保育方法の再構築の可能性を検討したい。

日本の近代化過程における家庭と教育については、近代以前の子育て理論と近代の西洋育児書の受容についてまとめた小嶋³や、教育機会と社会階層の関係に関する社会学的研究に加え、一家団欒と家庭の教育力の歴史的変容を分析した佐野⁴、農村から都市にいたる子どもの家庭教育から学校教育までを網羅した小針⁵、当事者の視点から多様な民衆の教育経験を描いた大門⁶等、多くの優れた先行研究がある。本稿ではこれらに学びつつ、従来の教育学研究においては十分に検討されてこなかった上流階級の家庭教育を分析対象に加えたい。上流の家庭教育に関しては、華族の家制度や華族の文化についての研究で一部触れられるにとどまり⁷、小山による事例研究⁸では調査対象者が匿名であることから、家庭教育の文脈理解が不十分にならざるをえない。

本稿では、こうした先行研究の不備を補いつつ、日本の伝統的家庭教育の多様性と多層性、ならびにそうした多様性や階層を超えた日本文化としての共通性を探求したい。またこうした伝統的家庭教育の多様性を活かした保育原理や保育方法を、近年の幼児期の教育に関する政府指針を参照しつつ、インフォーマルな教育である家庭教育とフォーマルな教育である幼児期の教育の補完の在り方を、食育とコミュニケーション能力の育成の視点から検討したい。

2. 近代日本における伝統的家庭教育：多層性に注目して

1) 家庭教育の多層性

昭和40年代以降からの政府の「国民生活に関する世論調査」では自身の生活水準が「中の中」と応える人が8割近く、「一億総中流」という言葉が生まれた。近年、日本国民の中流意識が消え去ったわけではないが、バブル崩壊後の長期にわたる経済不況やリーマンショックから「格差社会」の進行が広く認識されるようになった。特に若年層の貧困化による弊害、すなわち現行の社会保障制度の崩壊に繋がる非婚化や少子化問題が指摘されるようになっている。

しかしながら、日本は近代以前まで「一億総中流」社会ではなく、国民の生活水準がほぼ同一の社会とはいえなかった。江戸時代には土農工商の職業身分制度があったが、人口の7%の武士(僧侶含む)が支配階級であり、農民漁民が約80%、職人が約6%、商人が約8%であった。当時の子どもの教育は基本的には職業教育であり、武士の子どもには学問と武芸が仕込まれた。江戸時代幕末期には農工商の階級の多くの子どもも寺子屋などでそれぞれ職業に応じて必要な読み書きや算術を学び⁹、そして家業や奉公先において実地で仕事に必要な知識を身につけた。また農工商は職住が完全に分離していなかったこともあり、子どもたちは幼少期から親の仕事を見ながら成長していった。前近代の幼児教育については不明な点が多いが、それぞれの職業身分の生活

スタイルに応じた特徴的教育がなされていたことは間違いない。

2) 日本の伝統的家庭教育としての子育て：外国人の視点から

日本の伝統的家庭教育の多様性を分析する前提として、まず日本の子育て文化の総体的特徴を外国人の視点を借りて確認しておきたい。ここでは、幕末以降に渡来した欧米人の著作から、日本においては当然とみなされ、気づかれにくい日本特有の子育ての特徴を抽出しておきたい。以下で引用した著者たちは育児や教育学の専門家ではなく、彼らが日本で生活する中で触れ合った日本人から見聞きし、その経験から感じとった日本の子ども観や育児法を紹介している。

欧米人が日本の子育てについてほぼ共通に驚きと共に取り上げているのは、「おんぶ」である。「まだ小さくて歩けないときは母親や兄弟が背中におぶい、とてもよく面倒をみる。」¹⁰「おんぶ」の習慣は、階層によって異なっていた。「庶民の家に生まれた赤ちゃんは生後数週間たつと、家族の誰かに背負われて生活することになる。たいていは、せいぜい五、六歳の兄や姉におぶってもらう。…たくさんの人に囲まれて育つので赤ちゃんは利発で、いろいろなことに興味を示すようになる。自分を背負ってくれている兄や姉がしている遊びと一緒に楽しんでいるようだ。一方、中流階級の赤ちゃんが家族に外に連れ回されることはあまりない。よちよち歩きができるまで、赤ちゃんは乳母の背で育てられるので、町中に出ることはまれである。…金持や貴族、皇族の赤ちゃんがおんぶされることは絶対はない。やんごとなき生まれの子どもたちは、家でも外出先でも、かならず召使に抱かれている。」¹¹外国人は、日本の「おんぶ」は幼少の子どもにとってはよい習慣であると考えていた。「百貨店の中にも子どもがいます。しかも大勢。イギリスのように親に手を引かれて店の中を連れ廻されます。日本の子どものほうが恵まれているのは、背中におぶえる位の小さい子は疲れると親切な大人におぶってもらえることです。」¹²

上述の著者である外国人が日本に滞在したのは、幕末から昭和に至る約70年もの時代の違いがあるが、時代を通じて、欧米人からするとおんぶされる子どもの姿が強く印象に残るようである。欧米人は子どもを背負うことはしない。日本の様々な場所で、母親だけでなく年長の子どもの年少の子どもを背負い、面倒をみていることに驚いている。

さらに、日本の生活様式の観察から、子どもの生活の場の安全性に関する言及もなされている。「住んでいる家には厚い畳が敷かれ、家具はなく、従って『触ってはいけません』と命令されることもありません。赤ん坊の遊び場として理想的な家といえるでしょう。」¹³「日本の家は、イギリスの家のようにきちんと整頓されて、物が特定の場所にあるわけではないので、子どもたちは思う存分遊ぶことができます。」¹⁴日本の家には家具は殆どなかった。子どもたちが家の中で遊んでいるときに、小さな子どもが転んでも畳の上ならば怪我もなく、ベッドやテーブルにぶつかって怪我をすることもない。ちゃぶ台が全国的に普及したのは大正期以降のことであり、それ以前は食事の度に台所から膳を持ちだして使っていた¹⁵。家族の住居スペースには物そのものが少なく、物を壊して叱られる機会も少なかったのであろう。日本の家は、子どもにとっては危険の少ない住環境であった。

欧米人は自分たちの国の子どもに比べて、日本の子どもが静かだと感じていた。「子どもたちがうるさかったり、言うことを聞かなかったりするのを見たことがない。日本では孝行が何もの

にも優先する美德である。何も文句を言わずに従うことが何世紀にもわたる習慣となっている。』¹⁶「日本ではいつも誰かが食べ物を受けたり、相手をしたり、揺すって寝かせてくれるので、子どもの方も泣きわめく必要がないというのは事実ですが、子ども自身もとても大人しいのです。…日本人は、私たちよりも静かで和やかな雰囲気の中でのんびり暮らしています。従って子どもも当然のことながら穏やかです。』¹⁷子どもたちが静かな理由については、儒教思想に基づく従順で大人しい民族性に帰する者もあれば、子どもがよく世話をされているので、泣きわめく必要がないことを指摘する者もあった。また、栄養不良の影響によると考えた者もあった¹⁸。

子どもたちには疥癬やしらくも頭(頭部白癬)が多かった¹⁹。明治期には、庶民の間には西洋的な栄養や衛生の知識や習慣が広まっておらず、親あるいは保護者は発達過程にあり免疫機能が弱い子どもたちに衛生的で健康な生活を保障することは難しかった。

それでも「日本は『赤ん坊の天国』である」²⁰とチェンバレンは述べ、他にもいくつか、日本の大人たちが子どもを大切にしていることが言及されている。「私は、これほど自分の子どもをかわいがる人々を見たことがない。子どもを抱いたり、背負ったり、歩くときには手をとり、子どもの遊戯をじっと見ていたり、参加したり、いつも新しい玩具をくれてやり、遠足や祭りに連れて行き、子どもがいなくていつもつまらなそうである。』²¹。「キリスト教の伝道師や英語やドイツ語の教師が来日するようになった十九世紀後半から、日本人と親しくするには乳母車を押して散歩するとよいと言われ継がれてきました。確かに赤ん坊が生まれてきて、一番幸せな国は日本です。日本人は子どもをととても大切にしますから、子どもを虐待したり、子どもに対して罪を犯すということはめったにありません。子どもの数が多いので、子どもはあらゆることを中心となっています。』²²「赤ちゃんは次々とやってくる客に抱きかかえられ、ちやほやされ、色々とうるさく話しかけられるので、この世は試練の場だと思いうに違いない。』²³

江戸中期以降の日本の教育思想は子どもに対して幼少期から愛情を持って接しながらも、溺愛して子どもをだめにしないように配慮し、儒教思想からなる社会規範などをしっかりと教え込まなければいけないというものだった²⁴。親のいうことを聞く日本の子ども達は「子堅苦しすぎており、少しませている」²⁵と感ぜられる場合もあったが、総じて欧米、特に英国の中産階級の家庭生活に比べて、大人から直接的に愛情を注ぎ込まれ、家族の中心的位置を占めて生活をしているおり、その様子が羨望感と共に記されている。

ただし、上記のような観察は、外国人が友人として付き合いの中流階級および上流階級の日本人の子ども、あるいは住居の近隣や旅先の通りで遊んでいる子ども達である。特に庶民生活の記述については表面的であることは否めない。貧しさから子どもを売ったり、間引いてしまう者もいたが、こうした後ろめたいことを誰も表出して生活しておらず、また彼らにはそういった暗い側面は覗き見ることはできなかった。

2) 上流階級の家庭教育

近代の上流階級として本節では前近代からの特権階級である華族を取り上げたい。以下、伝記や自伝が比較的多く残されている大名華族の幼児期の家庭教育の様子をまとめていく。

大名家の生活については、家の中に「奥」と「表」という区別があった。「奥」は当主とその

家族の生活の場であり、「表」は大名家の事務処理などを行う場であった。「奥」は女性使用人いわゆる女中が働く場であり、その筆頭は老女であった。「表」は男性使用人が働き、その筆頭は家令、その下には家扶がおかれた。

明治17年（1884）生まれの旧有馬藩藩主家(伯爵)有馬頼寧の子ども時代、実母は離縁により不在であり、父親は再婚相手に遠慮があったのか、父親とは同じ屋敷で生活していたが、祖母のまわりで女中任せに養育されたという。両親とは朝と晩に挨拶をするときのみ顔をあわせた。食事は一汁二菜で衣服は旧領地の特産品のかすりの着物などで、家に使用人は50人ほどいたが日常生活は質素なものであった。教育は老女によって行われた。小学校に入った頃から小学校の教育よりも難解な漢文の『孝経』や『大学』の素読をしたり、習字をしたりした。そして覚えが悪いとぶたれたり、お灸をすえられたりしたが、お付きの女中は同情してこっそり答を教えてくれた。習い事としては、剣術と乗馬と水泳を行っていた。行儀作法については、食事作法等は特に厳しくしつけられた。遊戯としては、使用人の子どもで同年代の者が「お相手」として家に来て一緒にお神楽の真似や独楽回し等して、姉とはままごとをして、一人では絵本等を読んで遊んだ。冬には自作の凧を揚げ、羽子板、かるたなどもした。健康については旧領地出身の医者がかかりつけ医として数日おきに家に来ており、また急病であれば近所の医者に連絡してすぐに診察してもらえた。行楽は、別荘で獵をしたり、大人達が季節の花を見学に行くのに同伴したり、夏には螢をとったり、釣をしたりと自然に親しむことをしていた。相撲等の伝統文化にも触れた。父親と家族の誕生会として年2回料理屋へ行きご馳走を食べながら落語などの余興を見たという。有馬は親に愛されたという実感がなく、親を愛する気持ちも生まれなかったという。しかし、旧大名家の嫡男として生まれ、子どもの頃から使用人等から、無条件に尊敬され愛されたことや大切に育てられたことは実感していたようである²⁶。

明治29年（1896）生まれの蜂須賀年子は、長女として旧阿波藩藩主家の蜂須賀侯爵家に誕生した。後に妹二人と第一人が生まれる。母方の祖父は徳川慶喜である。年子が暮らした三田邸は5万坪で建物だけで2000坪あった。冬は家の中があまりに広くストーブをつけても温かくならず、配膳するうちに料理は冷め、18歳頃になって外食機会ができるまで熱々の料理や鍋物は食べたことがなかった。朝食は一汁二菜だった。9歳の時にお付きの女中の一人が辞職した際、女中に捨てられたような気がして悲しかったという。両親とは邸の中の同じ区画に住んでいたが、一緒に生活せず、朝になると両親に挨拶をしに行った。母親が好きだったが、気軽に遊んでもらったり、甘えたりすることは老女に叱られるためにできなかった。しつけは大変厳しく、無作法なことをすれば、老女からお付きの女中が叱責を受けた。父親も宮内省の式部官であったために礼儀作法に厳しく、自ら子ども達のしつけにあたっていた。5歳頃、毬を持つ手が鷲掴みに見えるとして、父親から長々と説教され、手をつねられ謝罪させられたという。庭で遊ぶのが好きだった年子は、よく妹たちと活発に木登りやかくれんぼ等をした。祖父徳川慶喜の邸で年子がかくれんぼをしてなかなか見つけられず、使用人達の非常な心配ぶりに出ていくと、祖父に「下々の者に心配さすでない」と叱られたという。習い事は琴や裁縫をしていた²⁷。

明治34年（1901）生まれの戸沢和子は戸沢富寿の夫人であり、旧平戸藩藩主松浦家(伯爵)の

出身である。男2人女4人の兄弟の中で育った。浅草の屋敷には60から70の部屋があり、「奥」で働く女中15人と台所等の5人の使用人がいたが、各家族付きの女中はいなかった。「表」に女性は基本的に行くことはできず、男性は7歳になると、「表」へ出て年若い男性使用人に世話をされるようになるが、食事は「奥」で家族と共にとった。食事は質素で秋刀魚や鰯、おやつは芋ようかんをよく食べた。買い物に出かけたことはあるが、主に入りの業者が持ってくる商品を買った。それを「奥」に運び、家族で品物を見るのは楽しく、一種のレクリエーションであった。和子は学校を出るまでお金を持ったことがなかった。洋行経験のある父は西洋のテーブルマナーを教えるために、よく家族で精養軒に連れて行ってくれた。家の庭には池があり船に乗り櫓をこいだり、冬には氷の上を歩いたり、釣をしたりして遊んだ。学習院女子部には女中の付き添いで通った²⁸。

明治43年(1910)生まれの旧彦根藩主家(伯爵)出身の井伊正弘は、誕生直後から乳母に預けられ、お付きの女中の手で養育された。両親には朝挨拶をするだけで、一緒に食事することはなかった。学習院初等科に入る頃に学習から生活全般に至る一貫した指導を行う家庭教師がつけられた。父は子ども達を直接叱らず、家庭教師に注意をして叱らせたという²⁹。

大正15年(1926)に旧金沢藩藩主家(侯爵)に生まれた酒井美意子は、父がロンドン大使館付陸軍武官だったため2～4歳までロンドンで過ごした。身の回りの世話をする日本人の使用人と、掃除や炊事担当の現地雇いの使用人がいた。子ども達はお付きの女中に連れられてハイドパークへ散歩に行った。英国人家庭教師からマナーと英語を学び、バレエも習った。帰国後は駒場の洋館で暮らした。「奥」と「表」の区別は殆どなかった。酒井は帰国直後西洋と日本の文化の違いに慣れず、日本語も不自由だったのでよく泣いたという。日本では英国とは異なるしつけが行われた。酒井は使用人に丁寧に接し、礼儀正しく命令することを両親から「もう一度やりなおし」と叱られながら覚えていった。幼稚園は女子学習院附属に女中の付き添いで通った。邸内にはテニスコートがあり、庭の築山に雪が積もればスキーができた³⁰。

以上のように大名華族の家庭では多数の使用人を雇い、子どもの直接的な養育は乳母やお付きの女中が担当した。両親は「奥」の使用人のトップである老女に育児の大まかな方針を相談し、老女が全てを取り仕切り、各使用人が子どもの面倒をみた。子どもとお付きの女中の関係は親密で、子どもは女中の豊かな愛情を受けて育った。日常生活のしつけも女中によって行われ、子どもが失敗や悪さをして両親に直接叱られることはなかった。子どもが失敗をすれば、お付きの女中が上位の使用人に叱責された。子どもの行動について両親が女中に注意をし、女中を経由して注意を受けることはあった。

普段の生活については特に質素な食生活を記憶している者が多い。しつけについても食事のことについて記憶しているものが多い。幼少期から特に厳しくしつけられるのは食事の箸の上げ下ろしからだったのだろう。食事については、家族が共に食事をする家とそうではない家があり、両親に会うのは朝と晩の挨拶のときのみという者もいる。

生活の場となった広い邸に広い庭があり、そこが遊び場になっていた。兄弟がいる者は兄弟で遊んだ。子ども達の遊びには常に女中が待っており、多くの大人に見守られながら育った。お付

きの女中は小学校を出ただけの者から、保母や看護師の資格を持った者まで様々であった。ままごとや凧揚げなどのように庶民の子どもと変わらない遊びもあれば、スキー等の外来の遊びも取り入れていた。子ども達は次第に人口が密集していった東京にいても広い邸に住み、人に管理された庭ではあるが自然を身近に感じて生活していた。

華族の家庭教育は二つの根本理念から構成されていた。各家の個人活動としての教育理念と、国家奉仕としての教育理念である。個人活動としての教育理念とは、私的な各家の裁量に任せられる家庭教育の理念であった。特に大名華族や公家華族の家は近代以前からの伝統的な支配階級であり、各家には長い歴史と文化や伝統があり権威を有していた。それは子どもの教育にも表れ、家の伝統継承のための習い事など、独自の家庭教育が行われた。一方、国家奉仕としての教育理念とは、皇室を護る藩屏として皇室と庶民との中間に位置づけられた特権階級の華族の役割として、国家や社会の役に立つ子弟の育成理念である。品位失墜による特権階級からの排除が華族令に規定されていた華族は、子どもに積極的に教養や徳性を身につけさせる家庭教育を強要されていた側面があったことも否めない。幼少期の家庭教育にこうした理念がどの程度意識化されていたか不明であるが、食事のマナーが厳しかったと記憶している者が多いように、日常のマナーが無意識にきちんとできるよう体に覚えこませるしつけが早期からなされたのは間違いない。

3) 庶民のしつけと家庭教育

次に庶民のしつけと家庭教育について検討していく。庶民といっても非常に幅広い。近代の庶民の生活スタイルの違いを大まかに分けると、地方の農村や漁村での生活、都市の労働者階級としての生活、都市の新中間層としての生活に分類できる。農村や漁村などの生活に関する調査を行ってきた民俗学の成果によれば、農村の生活といっても、富裕農と自作農と小作農では生活の貧富があり、また農村の多くの家では、昭和に入っても都会の生活との落差が大きく、近世的生活を継続している家も多かった。

農村での幼少期のしつけと家庭教育であるが、農村では若く力のある両親は大切な労働力であったため、子どもは体力の衰えて畑仕事が難しくなった祖父母に育てられた³¹。またまだ労働力として期待できない7～12歳程度の姉や親戚の娘が子守をしていた³²。子ども達は祖母や子守の少女などの背中で、あるいは農繁期には嬰兒籠と呼ばれる籠に入れられて育てられた。子どもは仕事の邪魔にならない、大人しい子どもが良いとされた³³。「七つ前は神の子」として6歳頃まではしつけはあまり行われなかった。疾病に関する科学的知識も医療制度そのものも普及していなかった農村では、7歳まで育たない子どもも多くいた³⁴。

食事に関してはお膳の出し入れや、箸使いや座り方などの基本的なマナー、そして食べ残しをしないことをしつけられた。箸使いや座り方などの基本的なマナーとは「食べ物をこぼさない、噛み箸をしない、貧乏ゆすりをしない、男は胡坐で女は正座で食べる」ことであった³⁵。食事以外では、神仏を敬うことくらいであった農村のしつけは、村落生活との関わりから以下の6条にまとめられている。①村人に後ろ指を指されない子にする、②よい子守を選ぶ、③しつけの男女の別、④しつけの長男とそれ以外の子の別、⑤しつけは夕食時、⑥長男には家の歴史を伝える、である³⁶。忙しい両親は夕食以降しか子どもと一緒に過ごす時間がなく、しつけも夕食時以降に

なされた。特に家や農地を相続させる長男には家の歴史や仕事がきちんと教え込まれた。父親は男児の、母親は女兒の教育にあたった。子どもたちの遊びといえば、キノコ採り、蛍とりなどの虫とり、野球、毬投げ、かくれんぼ、おにごっこ、ままごと等であった³⁷。子ども達は小さな妹や弟を背負いながら、遊んだり、手伝いをしたり、時には宿題をしていた。

小学校入学年齢になると子ども達は子守や家の周りの仕事をできるようになり、次第に畑の仕事も手伝うようになる。成長と共に農村での労働力に組み込まれていった。畑仕事については、生活していく上で最も大切な知識であり厳しくしつけられた。村で生きていくために、村で生活していくためのルールなどについても厳しくしつけられた。

貧しい小作農では長男以外は小学校を卒業すると、様々な奉公に出されて仕事を覚えた。女の子であれば子守奉公や女工が主流であるが、余りに貧しい家の場合、借金返済や家計援助のため、売春を余儀なくされるような奉公先に行くこともあった。

漁村においては、農村と同様、家業の手伝いを通じての職業訓練的な要素が強い家庭教育が行われていたという³⁸。

一方、都会の庶民生活においては、高学歴のサラリーマンの新中間層とブルーカラーワーカーの労働者階級が同居していた。

都会の労働者階級は細民や貧民と呼ばれ、その職業は人力車夫、日雇い、土方から大道芸人等、様々であった。人々は共同長屋等非常に狭隘な部屋割の長屋が立ち並ぶ貧民窟で暮らしていた。夫の収入だけでは生活できないので妻も内職や煙草巻き工場や紡績工場等で働いた。夫婦で1日50銭も稼げればよい方であり、子どもも働いて家計を支えた。その日の稼ぎが悪いと食事もとれなかった。主人以外は1日2食で、芋しか食べられない日もあった。生活が困窮し働き通しの親は、子どもの教育を考える余裕さえなかった。栄養不足の当時の子ども達は不衛生な環境下、罹患しやすく、乳幼児死亡率も高かった。子ども達は年中、子守等をしながら朝から晩まで遊び、少し大きくなると奉公に出された³⁹。

一方、都市には新中間層と呼ばれる、地方から都市部に出てきた富裕農の次男以下の中卒者以上の俸給生活者が暮らしていた⁴⁰。夫婦とその子ども（約2人）から構成される核家族であった。新中間層にとって一家の生活の維持向上は子どもの立身出世にかかっており、良い学校教育を与え高学歴を獲得させようと新中間層の母親は教育について高い関心を持っていた。

新中間層といえども収入は多様であり、乳母や女中を複数雇える家もあれば、女中を1人しか雇えない家もあった。主婦達は子どもの教育を女中に任せず、家庭内の重労働のみを行わせた。田舎の小学校を出たばかりの教養のない女中に大切な子どもを任せることは不安だったのである。大正期半ばの経済不況から生活の無駄を省く生活改善運動が始まると、女中を排し主婦が家事をする家もあらわれた⁴¹。生活改善運動の中で母親は雑誌や本から食事や衣服の知識を得て、合理的に家事や育児を行おうとした⁴²。実家や婚家から離れ、都会的生活様式のモデルが身近に見出せなかった主婦は、女学校での教育や婦人雑誌の教育記事を家庭生活に役立てた⁴³。当時の代表的な婦人雑誌の一つである『主婦之友』は、子どもの健康や育児に関する記事を掲載し、学校での成績よりも人格優先の教育を推奨している⁴⁴。主婦達は子どもの教育資金の貯蓄にも努めてい

た⁴⁵。

新中間層の子ども達の生活で特筆されるのは、子ども部屋という子どもだけの空間があてがわれたことである。食事はちゃぶ台を使い、一家団欒で行った。子どもには子ども用の雑誌が買われ、日曜日には綺麗な服を着て、動物園や百貨店等に外出した⁴⁶。幼稚園に通った子どもの多くは、こうした新中間層以上の子ども達である。

新中間層の教育観には、子どもの無垢な心や個性を尊重しようという童心主義と、学力競争に打ち勝つための厳格主義との相矛盾した教育観が共存していた。生活の糧の獲得のための学歴主義が教育観の根幹にあった。母親は子どもの教育の責任者として、子どもを厳しくしつけ、生活環境を教育的に整えようと努めた⁴⁷。またそれと同時に、子どもらしい天真爛漫さを失わずにいて欲しいとも願っていた。そうした矛盾を抱えながら親たちは家庭教育を熱心に行った。

庶民の家庭教育には、親の職業形態や経済力によって複数の様相があった。経済力は家庭生活の時間的余裕や教育の熱心さと比例し、貧しい家庭では親による家庭教育は行われなかった。農村や漁村では子どもは親や地域の人々から何よりも労働力として期待された。

3. 近現代社会における幼児期の教育

1) 幼稚園の開設と家庭教育

日本の幼児教育の嚆矢は、明治9年（1876）の東京女子師範学校附属幼稚園の設立にある。保育園の幹事は東京女子師範学校の英語の訓導であった関信三、主席保母として松野クララ、保母には東京女子師範学校訓導の豊田美雄と寄宿舎監の近藤浜が就任した⁴⁸。東京女子師範学校附属幼稚園は幼児教育の場であると同時に保母養成の場でもあった。それは国家による日本初の幼児教育施設であり、全国の幼稚園のモデルとなった。

当時の幼稚園はフレーベル主義の教育が行われた。松野はドイツで教員養成課程を修了しておりフレーベル主義を学んでいた。フレーベル主義の保育法は、戸外での運動や、二十恩物とよばれる玩具とその作業や、遊戯とよばれる歌とそれに連動した運動から、子どもが主体的に自然に親しみ、運動や恩物や遊戯を楽しむ中で、子どもの肉体と精神の発達を促そうとした⁴⁹。明治11年（1878）の東京女子師範学校附属幼稚園は1日4時間の保育、入園料50銭、保育料は月額50銭であり⁵⁰、入園は保育料を払える中流階級以上の子どもに限定されていた。労働者階級が子どもを幼稚園に通園させることは不可能であった。

一方、華族女学校附属幼稚園については、東京女子師範学校附属幼稚園の設置後の明治12年（1879）に学習院附属幼稚園の保育科目の立案までなされたが、その構想は敷地不足や資金問題、幼児教育は家で行うという支配的考えにも影響され、頓挫した。しかしながら明治26年（1893）には華族女学校附属幼稚園が設置された。学習院ではなく華族女学校に設置されたのは、明治18年（1885）に学習院の女子の教育部門であった女子教科が独立して華族女学校となったからである。華族女学校附属幼稚園の設立時の主務は椿秦一郎教授で、保母はのちに低所得者向けの二葉幼稚園の設立者で日本の保育所の基礎を作った野口ゆかと森島峰だった。野口は日本で、森島はアメリカでフレーベル主義の保育と実践を学んでいた。

華族女学校校長の細川潤次郎は、入園式で以下のように演説している。「家庭に於て親子の愛情より生ずる教育をなすときは、事これより善きはなかるべし。然れども社会の人事繁多にして、父母たる者自ら教育の労を執るに違あらず、学校の教育これが為必要となれり。幼児の保育もこれと同じく父母のその労を執る能はざる者大抵然り。若しこれを教育もなき婢僕の手に乗るときは如何なる弊害を生ずるや測り知るべからず。貴族の家にありては、一般に論ずべきにあらねども固より保姆たるの資格を具へざる人多きを以て旧習に拘泥し、幼児を過度に拘束するか、否らざれば幼児の意志に放任して、別に誘導するを知らず、遂には夫れ人の子を賊はんとす。当今は幼稚園の説ありて、これが保姆たる者は素より教育ある人々にして、且専ら幼児保育の方法を研究をして、その事に練達せる者なり。加ふるに各種の天然物を具へて幼児の耳目を娛ましめ、適当なる余地ありて幼児の身体を運動せしめ、危険の處なく、悪習に染むことなく、而も多数の幼児相集りて遊戯歌舞する等、幼児にとりては如何にその快樂を感じべきか。斯の如きは健康なる身体となり、健康なる精神となり、健康なる精神は健康なる身体に宿るといへる格言に適合することを得て、男女の幼児は他日適当なる教育を受くることを得、又各その材をなして家の為、国の為、有力なる人物となるを得べし。」⁵¹

細川は、父母が忙しく、女中に教育を任せることとなるが、女中には育児に必要な知識が古いので、子どもの教育に悪い影響をもたらす。しかし、幼稚園の保母は幼児教育の専門家である。また子どもたちは園庭などで自然に触れさせ、広い所で運動をさせるので、危険や悪習に触れることがない。そして友達と遊び歌い踊るなど、子どもにとって幼稚園は良い環境である。子どもたちは幼稚園において健康な体と心を育てられ、その後学校教育を受け、家や国家に有用な人物となることができる、という。

華族女学校附属幼稚園は開園した年の8月末には子どもが総計41名であり、その内訳は皇族2名、華族15名、士族24名であった⁵²。その後入園希望者が増加し、明治45年（1912）には皇族と華族の子女以外は入園させなくなり、大正8年（1919）にはもともと幼稚園の定員が100名であったのを125名とした⁵³。

野口と森島は、華族女学校附属幼稚園に通勤する途中に見かける貧民の子どもたちを不憫に思い、彼らにも幼稚園での養護と教育が必要だと考えた⁵⁴。明治33年（1900）には二人は寄付を集めて二葉幼稚園を開設した。

日本の教育制度が確立していく中で、明治32年（1899）には「幼稚園保育及設備規程」が制定された。同規程では中流以上の子どもが通う「幼稚園」のあり方が明確化された。一方、従来文部省も設置の必要を認めていた貧民幼稚園は「幼稚園」の枠外に分離され、文部省の下で発展することはなかった。貧民幼稚園はその後「託児所」「保育所」として、労働者階級や細民の救済事業を行っていた内務省の管轄に入っていく⁵⁵。大正5年（1916）には労働者のために終日保育や三歳未満児の保育を行っていた二葉幼稚園も「幼稚園保育及設備規程」の規程に抵触するとされ⁵⁶、二葉保育園と名前を変え内務省の管轄下に入ってしまった。そして、保育は「幼稚園」と「保育所」と二元化されるようになり、現在に至っている。

かくして近代日本に設立された幼稚園と家庭教育との関連については、当時から、裕福な家庭

の幼児には幼稚園の無用論が説かれることもあったが、家庭教育の不十分さや幼稚園の独自性を承認する場合、幼稚園は家庭教育を補うために必要であると考えられた。とりわけ、幼児相互の交遊という幼稚園の独自の役割が評価され、その後の幼稚園の発達に大きな貢献をしたことが知られている⁵⁷。

日本での幼稚園設立より130年以上を経た今日、幼児期の教育における家庭教育と幼稚園・保育所との関係が問い直されている。家庭教育では十分になされない幼児相互の交遊こそ幼児教育の重要課題として捉えられ、教育政策の一環としてコミュニケーション能力や探究心の育成が目指されている。さらに、幼稚園が補完をめざしてきた家庭教育が今まで主に担ってきた職業観の育成や食事に関する教育まで、体験学習や食育として幼稚園の保育内容に組み入れられている。

2) 今日の幼児期の教育：新幼稚園教育要領と新保育所保育指針にみる家庭教育

少子化対策や家庭の教育力の低下に関する議論と相俟って、今日、幼児期の教育が注目されている。いままでも保育所では教育と養育という二つの大きな柱を持ち、保育児の保護者との連携による子どもの健やかな成長の支援や、保育児の保護者だけでなく地域の保護者の育児を支援する役割も担っていた。しかしながら、今まで以上に活発に地域での育児支援が行われるようになった現在、育児に対しての知識と経験を蓄積してきた保育所および保育士には旧来よりも積極的に地域の育児支援かかわることが期待されている。2006（平成18）年には就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行され、様々な家庭のニーズに応えるべく、管轄省庁の垣根を超えた幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の設置も進められてきた。これらを受けて2008（平成20）年には幼稚園教育要領と保育所保育指針が改訂された。さらに2012（平成24）年には内閣府が「認定こども園」をモデルに「総合こども園」の創設に動き出している。これは管轄を内閣府にすることで、保育所を「総合こども園」に移行しやすくして待機児童の解消とともに、多くの子どもに保育と学校教育の両方を保障しようとするものである。以下では、今日の幼児教育と家庭教育との連関がいかにつまみ込まれているのか、新幼稚園教育要領と新保育所保育指針の内容分析から確認検討していきたい。

改正教育基本法は幼稚園を小中学校に繋がる学校教育の始まりとして位置づけ、2007（平成19）年の学校教育法の改正による幼稚園の教育目標と役割の明示に基き、2008（平成20）年には幼稚園教育要領が改訂された。「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、…幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする」⁵⁸とされ、教育課程の編成については「生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成につとめなければならない」⁵⁹とされた。今回の主要改訂として特筆されるのは、幼稚園での教育時間の延長と、小学校教育との円滑な接続に向けた連携への言及である⁶⁰。

教育内容については、「健康」の領域に運動の充実や食育の取り組み、生活習慣の指導、「人間関係」の領域に協同性や規範意識の育成、「表現」の領域に表現する過程の重視の項目が新たに加わった。一般的留意事項として、「幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、貴重な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結びつき、幼稚園生活が充実すること」⁶¹

と記され、体験学習の充実によって「生きる力」を幼児期から育成することが目指されている。

食育については、「健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること」⁶²とされた。また幼児期から良好な人間関係を形成する資質を育てるために、「幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること」⁶³とされた。

一方、児童福祉施設としての保育所については、今回の改訂により「保育指針」は従来の局長通知から厚生労働大臣による告示となり、法的拘束力を持つことになった。「保育計画」を改め「保育課程」として規定し、保育所全体で組織的計画的に保育に取り組むことや、一貫性連続性のある保育実践への期待等、幼稚園教育要領との整合性が図られている。

家庭や地域での人や自然と関わる経験の減少や、子どもの生活時間や生活リズムの変化に加え、不安や悩みを抱える保護者の増加や養育力の低下、児童虐待の増加等⁶⁴を背景に、以下の保育内容の改善が提示されている。①発達過程の把握による子どもの理解と保育の実施。②養護と教育の一体的な実施という保育所保育の特性の明確化、③健康・安全のための体制充実による食育の推進。④小学校との連携の重視⁶⁵、である。

家庭や地域との連携については、「子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること、その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を始め保育内容の充実が図られるよう配慮すること」⁶⁶とされ、「保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会で子どもが身近な環境に触れそれぞれ経験したことが、保育所での生活に生かされることが大切」であるとされた。

養護と教育を含む保育内容は、幼稚園と同様、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成され、5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安全」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるとされた⁶⁷。

特に「健康」の領域では、新たに食育の項目が加わり、「健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向け、その基礎を培うことを目標」とし、「子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長」することが目指され、食育における家庭との連携協力の重要性が強調され、保育所での子どもの食事の様子や、保育所が食育に関してどのように取り組んでいるのかを伝えることが、家庭での食育の関心を高めていくことに繋がるとされた。

「言語」の領域では、友達と活動する中で共通の目的を見出したり、一緒に遊ぶ中で協力して遊びを発展させたり、子ども同士が力を合わせ取り組んでいく姿を十分に認め、集団での活動が意義あるものとなるよう、子どもが協同して何かを達成する過程を重要視すると共に、その言動

が子どもが他者と関わる際のモデルとなる保育士等の役割にも言及がなされている。異年齢の子どもが相互に関わり様々な感情を経験し、自分とは異なる存在を受け止めていく保育所において、保育士等はこうした経験が相互によいものとなるよう環境を設定することが重要とされた。

総じて、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる乳幼児期には、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎となるとされ⁶⁸、保育所ではこれらの活動を通じた生きる力の育成が目指されている。

4. おわりに：伝統的家庭教育を活かした幼児期の教育指導

以上、伝統的家庭教育の多様性とその補完としての幼児教育の展開の概要、ならびに幼児期の教育指導と家庭教育との連関の在り方に関する今日の状況を概観してきた。家庭教育の補完としての幼児教育を歴史的視点からとらえると、特に伝統的家庭教育との連関で重要と思われるのが、コミュニケーション能力の育成と食育である。

コミュニケーション能力については、おんぶに象徴される伝統的家庭教育における子どもにとっての情緒的安心感の確保の重要性がある。おんぶの効用は背負われている小さな子どもが常に養育者の傍で密着して生活し、心の安定や安全が確保されていることにあった。弟妹や親戚の子ども等を背負って子守をする子どもも、保育者の役割を与えられることによって集団の一員としての自覚が芽生え、相手を気遣う感受性などが養われていったと考えられる。こうした情緒的な安定は、適切な表現やコミュニケーション能力の基礎となるものである一方、情緒的一体感だけでは理解不能な異質な他者とのコミュニケーション能力は育成されにくい。こうした異質な他者とのコミュニケーション能力は、一般的な家庭教育で培われるのは困難である。様々な他者との出会いとコミュニケーション能力こそ幼稚園や保育所に託された家庭教育の補完の重要課題であり、これらは国際化や情報化が進展するこれからの時代にあってますます重要性を増すものと考えられる。

また家庭の内外で自然になされてきた子どもの遊びの効用としてのコミュニケーション能力の育成がある。近代以前から伝承されてきた数々の遊びの体験に加え、こうした遊びをより教育的なものに方向づけていくことも重要と考える。例えば、最近、囲碁が保育園や幼稚園で遊びの一種として興隆していること等、注目に値する多くの実践がある⁶⁹。集中して考えるひとときや、碁盤を介せば様々な年代、国籍の人とコミュニケーションが取れる点が評価され、加えて地域のアマチュア棋士の協力による地域との連携の意義も大きい。

食育については、伝統的家庭教育にあっては各階層各家庭の食事のマナーや食文化の継承が留意されてきた。しかしながら「食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等、様々な問題が生じ」⁷⁰2005年には食育基本法が制定された今日、食育は、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を

推進することが求められている⁷⁾という。

食育の教育指導は、「広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない」とされ、今日、様々な注目すべき実践が展開されている。例えば、愛知県豊橋市の保育園では、ガラス張りの調理室で調理し、当番の幼児に味見をさせ、その時に調理員から料理について様々な事を聞き、他の幼児に調理員から得た情報や感想を披露させている。また、朝早く登園した子どもは、給食に使う野菜の皮むきなど調理員の手伝いを行っている⁷²⁾。

こうした食育の教育指導は、本稿が検討してきた伝統的家庭教育の多様性の継承の視点から、「伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承」を目指す実践がとりわけ重要と思われる。今日、茶道やフランス料理のシェフを招いて簡単なコース料理を実際に目の前で作ってもらい、食べることで本物の味わいや作法を教える実践や、農家やレストランに行き、野菜作りや料理方法を見ることでいろいろな仕事や職業があることを実感させる実践等、近代化初期にあっては上流家庭の子どもしか享受できなかった経験が、今日の豊かな社会にあっては庶民の子どもも体験できる機会が工夫されている。

以上のような今日のコミュニケーション能力の育成や食育は、伝統的家庭教育が各時代のそれぞれの社会状況の中で日常的無意図的に実施してきた生きる力の育成に連なる、フォーマルな教育現場における実践である。幼稚園や保育所におけるこうしたフォーマルな意図的な教育実践にあっても、家庭における親子関係や地域や近隣の異世代交流にあっても、子どもをめぐる関係性の基本にあるのが、近代化の過程において外国人が目を見張った。日本が誇るべき多様性と多層性を含む伝統的子育て文化としての年長者が年少者を愛しむ行為であることは論を俟たない。

-
- 1 「「家庭の教育力再生に関する調査研究」結果の概要」国立教育政策研究所ホームページ http://www.nier.go.jp/seika/seika0207_01/seika0207_01.htm
 - 2 工藤真由美「家庭教育の現状と課題」『四條畷学園短期大学紀要』43号2010年。
 - 3 小嶋秀夫『子育ての伝統を訪ねて』新曜社1989年。
 - 4 佐野茂『一家団欒と家庭の教育力 聞き書き調査に見る戦前・戦後の変容』関西学院大学出版会 2010年。
 - 5 小針誠『教育と子どもの社会史』梓出版社2007年。
 - 6 大門正克『民衆の教育経験：農村と都市の子ども』青木書店2000年。
 - 7 森岡清美『華族社会の「家」戦略』吉川弘文館 2002年。タキエ・スギヤマ・リブラ『近代日本の上流社会：華族のエスノグラフィ』（竹内洋他訳）世界思想社 2000年。
 - 8 小山彰子「[研究ノート]華族家の教育史—ある大名華族家四代の聞き取り調査から」『哲学』（慶應義塾大学）120号2008年。
 - 9 梅村佳代「大和地域の庶民教育の実態—寺子屋・私塾の事例を中心として—」『奈良教育大学紀要』第44巻 第1号(人文・社会) 1995年。

- 10 スェンソン『江戸幕末滞在記』（長島要一訳）講談社2003年130頁。同様にモース『日本その日その日』全3巻（石川欣一訳）1970年11頁、チェンバレン『日本事物誌』（高梨健吉訳）平凡社1969年118頁にもおんぶに関する記載がある。
- 11 アリス・ベーコン『明治日本の女たち』（山口祐人他訳）みすず書房2003年20-22頁。
- 12 キャサリン・サンソム『東京に暮らす』（大久保春美訳）岩波書店1994年59頁。
- 13 中江和恵『『チャイルドライフ・イン・ジャパン』に描かれた明治初期の日本の子ども』『和光大学現代人間学部紀要』第1号2008年126頁。
- 14 サンソム、前掲書243頁。
- 15 西澤治彦「銘々膳からちゃぶ台へ--日本人の食事方法の歴史的転換点」『武蔵大学人文学会雑誌』41巻2号 2010年。
- 16 イザベラ・バード『日本奥地紀行』（高梨健吉訳）平凡社1973年222頁。
- 17 サンソム、前掲書245頁。
- 18 チェンバレン、前掲書117頁。
- 19 同上118頁。バード、前掲書87頁。
- 20 チェンバレン、前掲書117頁。
- 21 バード、前掲書87頁。
- 22 サンソム、前掲書243頁。
- 23 ベーコン、前掲書18頁。
- 24 森山茂樹・中江和恵『日本子ども史』平凡社2002年152-169頁。
- 25 サンソム、前掲書223頁。
- 26 有馬頼寧『七十年の回想』創元社1953年。
- 27 蜂須賀年子『大名華族』三笠書房 1957年。
- 28 金沢誠・川北洋太郎・湯浅泰雄『華族：明治百年の側面史』講談社 1968年。
- 29 井伊正弘・宇野茂樹「対談大名華族の生活」『大阪商業大学商業史博物館紀要』1、2001年。
- 30 酒井美意子『ある華族の昭和史』主婦と生活社 1982年。金沢他、前掲書。
- 31 都丸十九一「しつけについて」大島建彦編『しつけ』岩崎美術社1988年140頁。
- 32 大門、前掲書78-79頁。
- 33 山口弥一郎「農村の躰」大島編、前掲書42頁。
- 34 根岸草笛「農村幼児の保育(一)：(農村と都市の保育)」『幼児の教育』51巻2号(日本幼稚園協会1952年。竹内利美「しつけの伝統」大島編、前掲書63頁。
- 35 宮本常一「幼時の躰」大島編、前掲書46頁。
- 36 同上45-49頁。宮本常一『家郷の訓』岩波書店 1984 (1943) も参照。
- 37 大門、前掲書80頁。
- 38 佐野、前掲書。
- 39 「東京細民の生活」『女学世界定期増刊社会百生活』博文館1904年。
- 40 寺出浩司「新中間層」川添登他監修『生活学辞典』ティービーエスブリタニカ 1999年。

- 41 清水彩加他「雑誌『主婦の友』に見られる大正期の新中間層の主婦像について」『岐阜大学教育学部研究報告：人文科学』57巻2号2009年150頁。
- 42 森山・中江、前掲書307頁。
- 43 佐藤裕紀子「大正期の新中間層における主婦の教育意識と生活行動：雑誌『主婦の友』を手掛かりとして」『日本家政学会誌』55巻6号2004年56、196頁。
- 44 金子幸子『近代女性論の系譜』不二出版1999年154-156頁。
- 45 佐藤、前掲論文156頁。
- 46 大門、前掲書117-120頁。
- 47 佐藤、前掲論文を参照。
- 48 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房2001年213頁。
- 49 浜田栄夫編『ペスタロッチー・フレーベルと日本の近代教育』玉川大学出版部2009年 77-79頁。
- 50 湯川、前掲書221頁。
- 51 『女子学習院五十年史』女子学習院1935年362-363頁。
- 52 学習院百年史編纂委員会『学習院百年史第一編』学習院1981年381頁。
- 53 前掲『女子学習院五十年史』369頁。
- 54 貝出寿美子「野口幽香の生涯」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』27号1969年83頁。
- 55 湯川、前掲書361-362頁。
- 56 松本園子「野口幽香と二葉幼稚園(1)」『淑徳短期大学研究紀要』第46号2007年122-123頁。
- 57 米村佳樹「明治期における家庭教育と幼稚園—女性誌『女学雑誌』『女鑑』『女子乃友』の分析を通して—」『四国大学紀要』2004年46-47頁。
- 58 文部科学省「幼稚園教育要領」1頁。
- 59 同上。
- 60 同上2頁、12頁。
- 61 同上14頁。
- 62 同上5頁。
- 63 同上7頁。
- 64 厚生労働省「保育所保育指針解説書」1-2頁。
- 65 同上4-5頁。
- 66 厚生労働省「保育所保育指針」30頁。
- 67 同上12頁。
- 68 同上7頁。
- 69 日本教育新聞「広がるコミュニケーション」2012年2月6日。
- 70 内閣府ホームページ「食育基本法と食育推進基本計画」2012年2月29日参照。
- 71 「食育基本法」前文。
- 72 日本教育新聞「給食外部搬入の波紋」2011年12月12日。